



起業・創業する

① 空き家等家賃への補助

空き店舗等を活用して創業をご検討の方

創業支援家賃補助金

指定地域内の利用されていない家や店舗、事務所、倉庫を活用して創業しようとする方

- ・ 補助内容 賃借料の1/3以内
- ・ 補助上限額 1月につき5万円
- ・ 補助期間 営業開始から1年間
- ・ 相談窓口 商工振興課

② 創業融資への利子補給

金融機関から融資を受けて創業をご検討の方

創業支援資金利子補給金

創業資金として、金融機関から融資を受けた方

- ・ 補助内容 融資額500万円までを対象に利子額上限2%までを助成
- ・ 補助期間 融資開始から3年間
- ・ 相談窓口 商工振興課

■ まずは、お気軽にお問い合わせください。

燕市 産業振興部 商工振興課 (燕市吉田西太田1934番地 市役所3階)
TEL 0256-77-8231 / E-mail shoko@city.tsubame.lg.jp
燕市 総務部 広報秘書課 (燕市吉田西太田1934番地 市役所3階)
TEL 0256-77-8363 / E-mail kohohisho@city.tsubame.lg.jp

③ 空き家等改装費への補助

商店街空き家等を活用して創業をご検討の方

商店街店舗リノベーション助成金

市内商店街の空き家等を活用し、店舗改装しようとする方

- ・ 補助内容 店舗改装費用の1/2以内で限度額150万円
- ・ 相談窓口 商工振興課

④ 市HPバナー広告優遇制度

商品やサービスのPRをご検討の方

ホームページ広告掲載料の減免

市が行う創業講座を修了された方、または創業補助制度(①または②)を活用された方

- ・ 優遇内容 通常月額1万円のところ、前半6か月間無料、後半6か月間半額
- ・ 優遇期間 最長12か月
- ・ 相談窓口 広報秘書課

■ キラリ☆創業講座

創業を考えている方、創業して間もない方を対象に、事業計画書作成のポイントや必要なスキルを身に付けるための連続講座です。

2024創業講座

商品やサービスのテスト販売、モニタリングの場として

市内外から多くのご来場をいただいている「つばめのマルシェ」

- ・ 市内の個人・法人、または会議所・商工会の会員の方



燕市移住支援ガイド

市が行っている「移住」に関する支援メニューをご紹介します。



移住



空き家
バンク

移り住む

①オンライン移住相談

移住（相談）をご検討の方

燕市への移住を考えている方や地方への暮らしに興味のある方

- ・対応可能時間 平日午前9時から午後5時まで
※相談により上記時間以外も可
- ・使用ツール Zoom、LINE

②交通費の補助

移住（相談）をご検討の方

燕市移住希望者交通費補助金

県外から市内へ移住を希望する満18歳以上の方

- ・補助内容 公共交通機関、高速道路利用料の2分の1
- ・補助上限額 1万円
- ・申請期間 ツバメビト移住ツアー（実施日の7日前まで）
- ・相談窓口 地域振興課

③移住支援金

移住して就業・創業・テレワーク
をご検討の方

燕市移住・就業等支援事業補助金

東京圏から市内へ移住し、中小企業等に就業や創業された方

- ・補助内容 移住支援金として、単身移住60万円、世帯移住100万円（18歳未満世帯員1人当たり30万円加算）
- ・申請期間 転入後3ヶ月以上1年以内
- ・相談窓口 地域振興課

④賃貸住宅の家賃補助

県外から移住し賃貸物件に住む方
市外から夫婦で移住し賃貸物件に住む方

燕市移住者住宅支援事業補助金

燕市内へ転入し、60日以内に申請した方

- ・補助内容 月額家賃の2分の1
- ・補助上限額 月額1万5千円
- ・補助期間 2年間
- ・相談窓口 地域振興課

⑤住宅取得費への補助

家族で移住し住宅を取得する方

移住家族支援事業

市内へ転入する家族の方（過去2年以内）

- ・補助内容 10万円(加算により上限100万円)
- ・加算項目 指定されたエリア内空き家バンク利用等
- ・相談窓口 都市計画課

⑥空き家改修費への補助

空き家バンク物件活用をご検討の方

空き家・空き地活用バンク事業

空き家バンクに登録された空き家を購入した方

- ・補助内容 改修費用の3分の1
- ・補助上限額 30万円
- ・申請期間 3月下旬までに実績報告できるもの
- ・相談窓口 都市計画課



あなたの日程・要望にあわせたツアープランをご提案！

ツバメビト移住ツアー

市内への移住を前向きに検討している方

- ・参加費：無料（食事代等の負担あり）
- ・実施期間：当該年度の3月末日
- ・実施日程：参加者と相談のうえ決定

■まずは、お気軽にお問い合わせください。

燕市 企画財政部 地域振興課（燕市吉田西太田1934番地 市役所3階）
TEL 0256-77-8364 / E-mail chiiki@city.tsubame.lg.jp
燕市 都市整備部 都市計画課（燕市吉田西太田1934番地 市役所2階）
TEL 0256-77-8263 / E-mail toshikei@city.tsubame.lg.jp